

21技第35 9号
平成21年10月14日

建設工事を発注する課等の長
建設工事の請負者 様

総務部契約課長
土木建設部技術管理課長

現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）

現場代理人の設置については、岡崎市工事請負契約約款第10条に、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うよう規定しているところですが、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、中小規模の市内建設業者の受注機会の拡大を図るため、主任技術者の専任要件に抵触しない額の工事について、現場代理人を兼務することができる範囲を定め、工事現場の常駐要件を下記のとおり弾力的に運用することとしましたので通知します。

記

1 現場代理人を兼務できる工事¹

- (1) 兼務する工事が岡崎市の発注であること。
- (2) 兼務する各々の工事の契約額（税込み）が2,500万円（建築一式工事の場合は、5,000万円）未満（主任技術者の専任要件に抵触しない工事）であること。
- (3) 請負者が岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内本店業者）であること。
- (4) 施工実績特例制度（一般競争入札において施工実績が無い者が入札参加できる制度）の適用を受けた工事でないこと。

1 合算による諸経費の調整を行っているものについては、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

2 兼務させる場合の確認と報告

- (1) 現場代理人を兼務させる場合は、請負者が兼務するすべての発注課に「現場代理人・主任（監理）技術者届」の写しによって兼務の確認とその報告をすること。

3 留意事項

- (1) 現場代理人は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。（兼務する現場内のいずれかに常駐すること。）

ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等

イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合

(例)・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合
・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合

ウ 法定休暇、労使協定または、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合

エ 研修を受講する場合

オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合

カ 兼務する工事現場間を移動中の場合

キ その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合

- (2) 現場代理人は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行う他、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。）
- (3) 現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (5) 兼任配置とした工事が、その後の設計変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。（主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行う。）
- (6) 兼務することができる現場の数は、制限しない。ただし、工事を受託（入札に参加）する際には、同時に管理可能な地域性等に配慮し、現場の

- 立地、工事の特殊性等から他の現場との兼務が相当に困難と考えられる場合は、施工管理体制について協議の上、現場代理人を決定するものとする。
- (7) 請負者の代表者（代表取締役等）が自ら現場代理人になることを可とする。この場合、現場代理人届は、代表者の氏名を記入して届け出るものとする。（ただし、代表者が営業所の専任技術者を兼ねているときは、(8)の規定が適用される。）
- (8) 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2項による、建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は、認めない。（「営業所の専任技術者」と「専任性のない主任技術者」の兼務については、「工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの」についての緩和措置が示されているため兼務できる。）
- (9) 兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができる。この場合、請負者は専任できる別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。
- ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。
- イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）
- ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。
- エ 特別の理由なく、作業が行われている現場に日に1回以上出向いていないとき。
- (10) 「現場代理人を兼務できる工事」以外の工事の現場代理人になった者は、他の工事の現場代理人及び主任（監理）技術者となれないものとする。

3 適用時期

平成21年11月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。なお、適用日前に契約した工事の現場代理人についても兼務の要件に適合する場合は、本通知の適用により新規工事の現場代理人となることができる。